

神栖市児童館指定管理者募集要項

令和8年8月
茨城県神栖市

目 次

1	指定管理者募集の趣旨	1
2	事業の概要	1
3	指定管理料の予算額（見積限度額）	1
4	応募資格	1～2
5	申請書類	2～3
6	募集要項等の公表	3
7	現地説明会	3
8	募集に関する質問受付及び回答	3～4
9	申請書の提出先、提出方法及び受付期間	4
10	選定方法	4
11	日程	4
12	雇用について	4
13	無効又は失格	5
14	指定管理候補者選定委員会	5
15	選定結果	5
16	協定の締結	5～6
17	企画提案書等の著作権の取扱	6
18	添付資料及び様式	
	（別表1）施設の概要	7～8
	（別表2）指定管理者選定委員会評価基準	8～10
	（様式第1号）指定管理者指定申請書	11
	（様式第2号）申請団体の概要	12
	（様式第3号）事業計画書	13～14
	（様式第4号）収支予算書	15
	（様式第5号）神栖市児童館指定管理者指定申請に係る質問票	16

神栖市児童館指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の趣旨

神栖市（以下、「市」という）は令和9年4月からの神栖市児童館7施設（平泉児童センター、大野原児童館、軽野児童館、うずも児童館、若松児童館、女性・子どもセンター、波崎西児童館）の指定管理者の選定に当たり、統一された公平公正なサービスの提供、多様化する住民ニーズへの効果的・効率的な対応、柔軟な人員配置や経費の削減を目指すため、公募型プロポーザル方式により募集するものである。

2 事業の概要

(1) 対象施設

本事業の対象施設は（別表1）施設の概要のとおり。

(2) 業務内容

「神栖市児童館指定管理業務仕様書」に掲げる業務

(3) 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

3 指定管理料の予算額（見積限度額）

(1) 指定管理料について

本事業に関する費用は1,512,649,000円とする。但し、各年度にかかる指定管理料上限額は次の通りとする。神栖市児童館7施設のうち、女性・子どもセンターについては、女性センター事業を含み、第二種社会福祉事業にあたらないことから、消費税の課税対象となる。

【 単年度当たりの指定管理料上限 ※女性・子どもセンター分の消費税を含む 】

令和9年度	288,842,000円
令和10年度	295,321,000円
令和11年度	302,396,000円
令和12年度	309,498,000円
令和13年度	316,592,000円

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、市がこの金額で契約することを約束するものではない。また、収支予算書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

(2) 過去の7児童館の指定管理料（ファミリーサポートセンター事業含む）の業務委託料

単位：円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料	241,412,000	243,208,000	245,019,000

4 応募資格

(1) 応募しようとする者の資格は、児童福祉施設等の管理運営実績があり、児童健全育成事業に熱意があり、

市内に事務所を有し、次のいずれにも該当しない法人または団体とする。

なお、法人格の有無は問わないが、個人での応募はできないものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体等
 - ② 神栖市（以下「市」という。）から入札参加資格停止措置を受けている団体等
 - ③ 国税、県税、市税を滞納している団体等
 - ④ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善されない団体等
 - ⑤ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
 - ⑥ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて、申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
 - ⑦ 会社更生、民事再生の手続きについて、申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等
 - ⑧ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等
- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定義する者）
- イ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する団体等
- ウ 神栖市指定管理候補者選定委員会の委員

（2）複数の団体がグループを構成して応募する場合、複数の団体の中から、代表団体を定めるものとする。

なお、単独で応募する団体が他のグループの構成員になることや、グループの構成員が他のグループ構成員になることはできない。

（3）応募の時点で、市内に団体としての事務所を有していない団体が、児童館の指定管理者に指定された場合には、令和8年12月31日までに市内の児童館以外の場所に団体として事務所を置くものとする。

5 申請書類

（1）応募に係る申請書類は、次のとおりとする。

- ①（様式第1号）指定管理者指定申請書
 - ②（様式第2号）申請団体の概要
 - ③（様式第3号）事業計画書
 - ④（様式第4号）収支予算書
- ※収支予算書作成については、総合計及び7児童館別の収支予算書をそれぞれ作成すること
- ⑤ 申請団体の定款の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては会則等）
 - ⑥ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、損益計算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない場合は除く。）
 - ⑧ 国税、県税及び市税等の納税証明書、又は納税義務がない旨の理由を記した申立書
 - ⑨ 印鑑証明書（法人にあつてはその印鑑登録印を、その他の団体にあつては代表者個人の印鑑登録印を押印し、その証明書を添付すること。）
 - ⑩ 現在運営している事業に関する資料（様式自由）※パンフレット等があれば添付すること
 - ⑪ その他市長が必要と認める書類
- ※証明書類は、証明年月日が申請時の3カ月以内のもの。

（2）提出書類および提出部数

提出書類は、正本1部、副本12部、合計13部を提出するものとする。

なお、申請書類は、（様式第1号）指定管理者指定申請書に記載されている順番にフラットファイル（A

4) に綴じ、書類の種別ごとに、白色の仕切紙を挿入し、インデックスを付け書類の番号と項目名を記入すること。ファイルの表紙及び背表紙にタイトル（「神栖市児童館指定管理者 申請書類」）及び法人名を記載すること。

ただし、副本は複写機による写しであっても差し支えない。

(3) 応募に当たっての留意事項

- ① 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された書類の変更は、提出期限以降はできないものとする。
- ③ 提出された書類に虚偽の記載または、不正があった場合は失格とする。
- ④ 提出された書類の返却は行わない。
- ⑤ 指定した申請書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- ⑥ 提出書類はすべて、日本産業規格A4判の規格を使用するものとする。ただし、既に作成されている書類を添付書類として利用する場合は、他のサイズを使用することができる。
- ⑦ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。
- ⑧ 選定結果は、二次審査の対象となった全ての申請者（共同事業体で申請した場合は、代表法人等宛て）に郵送にて行う。なお、審査結果に係る問い合わせには回答しない。また、選定結果の情報について情報公開請求があった場合は、神栖市情報公開条例（令和5年神栖市条例第2号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の非公開情報を除き公開する。公開の可否は市が判断する。
- ⑨（様式第4号）収支予算書の作成に関して、施設の管理運営にあたり間接的に要する経費として、一般管理費の計上についても必要に応じ認めることとするが、その内容を明記すること。
- ⑩ 応募に当たり施設の見学を希望する場合には依頼文（任意様式）を提出すること。

6 募集要項等の公表

(1) 公表期間

令和8年8月1日（土）から

窓口は令和8年9月11日（金）までの平日午前8時30分から午後5時までとする。※市のホームページにも公開

(2) 公表場所

こども家庭課窓口又は市ホームページ内のこども家庭課のリンク先からダウンロードすること。

7 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。参加者は各団体3名までとします。参加を希望する場合は、令和8年8月10日（月）までに、こども家庭課まで電子メールにより参加の旨をご連絡ください。なお、現地説明会への参加は必須ではありません。

また、社会情勢等によりやむを得ず説明会を中止する場合は、希望により別途施設見学の機会を設けます。

(1) 開催日時：令和8年8月18日（火） 午後2時30分から

(2) 開催場所：うずも児童館

(3) 説明内容：要項、仕様書、施設の説明

8 募集に関する質問受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は次のとおり受け付け回答する。

- (1) 提出期間 令和8年8月19日（水）午前8時30分から令和8年8月20日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メールにより、（様式第5号）神栖市児童館指定管理者指定申請に係る質問票を添付して提出すること。なお、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。
- (3) 回答方法 回答は、令和8年8月28日（金）に市ホームページで公表する。なお、質問に対する

回答は、本事業の実施要項や仕様書に記載する内容の追加又は修正と見なす。

9 申請書の提出先、提出方法及び受付期間

- (1) 提出先 茨城県神栖市 福祉部 こども家庭課（保健・福祉会館 本館1階）
住所 神栖市溝口1746番地1
電話 0299-90-1205
- (2) 提出方法 持参又は郵送のみとし、電子メール、FAXによる提出は認めない。（要 事前連絡）
- (3) 受付期間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月11日（金）まで（土・日曜日を除く。）の午前8時30分から 午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

10 選定方法

選定方法は、提出された指定管理者指定申請書等により第1次審査（こども家庭課にて、審査及び資格確認を実施）及び、第1次審査を通過した申請者を対象に第2次審査を行う。

第2次審査（プレゼンテーション）では、市が設置する「指定管理候補者選定委員会」において、審査した評点の合計が最も高い申請者を、指定管理候補者として選定し、議会の議決を得た上で、指定管理者として市長が指定する。

採点方法については、公平性・透明性を図ることを目的に、最高点及び最低点を付けた選定委員の採点を合計点から除いた点数をもとに、指定管理者の候補者を選定するものとします。

ただし、指定管理候補者選定委員会各委員の総採点合計が、総配点の100分の60（最低基準点）に満たない場合、指定管理者として選定されない場合がある。

なお、第一次審査及び第二次審査の採点の結果、同じ総合評点の者が2人以上あるときは、次の基準により順位を決める。

- ①各委員の採点で、候補者ごとの点数を比較し、点数が勝っている数が多いほうを上位者とする。
- ②①が同点の場合は、委員の多数決で決する。（ただし、委員が偶数の場合は委員長を除くものとする）

11 日程

- ・募集要項等の配布開始 令和8年 8月 1日（土）
- ・現地説明会 令和8年 8月18日（火）午後2時30分
- ・質問受付 令和8年 8月19日（水）から令和8年8月20日（木）午後5時まで
- ・質問回答 令和8年 8月28日（金）
- ・申請期間 令和8年 9月 1日（火）から令和8年9月11日（金）午後5時まで
- ・第1次審査 令和8年 9月15日（火）
- ・第2次審査 令和8年10月上旬頃の予定
- ・結果通知 令和8年10月上旬以降の予定

12 雇用について

当該施設の安定的・効果的な管理運営を行う観点から、現在本施設の職員のうち、引き続き本施設での雇用を希望する者に対する雇用計画の内容（採用人数、採用条件、処遇等）について考慮し、継続雇用の考え方を事業計画書で提案すること。

事業計画書に記載した有資格者等の配置予定は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議の上、決定するものとする。

1 3 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請者が提出方法、提出先、提出期限などを守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 申請者に当該応募に係る選定委員との接触の事実が認められた場合
- (6) 収支予算書の金額が、「3 指定管理料の予算額（見積限度額）」を超過したもの
- (7) その他、指定管理候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

1 4 指定管理候補者選定委員会

指定管理候補者選定委員会による第2次審査（プレゼンテーション）は、令和8年10月上旬を予定しており、時間、場所等は、第1次審査を通過した申請者へ、後日連絡することとする。

第2次審査（プレゼンテーション）では次のとおりとする。

- (1) 参加人数は、3人以内とする。
- (2) 所要時間は、1候補者につき40分以内。（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内）
- (3) プレゼンテーションで、パソコンを使用する場合は申請者が持参すること。プロジェクター（プロジェクターの入力端子はHDMI端子、スクリーンは市が用意する。（外部ネットワーク接続（インターネット環境）は市は確保しない）
- (4) 提出書類以外の追加資料は認めません。

1 5 選定結果

審査結果は書面により各申請者に通知し、神栖市ホームページに掲載する。

第2次審査結果については、令和8年10月上旬以降、通知する。

なお、審査結果に係る問い合わせには回答しない。

1 6 協定の締結

(1) 仮協定書の締結

指定管理者の候補者が決定した後、速やかに市と指定管理者において仮協定を締結する。仮協定は後述の基本協定の内容とする。

(2) 基本協定の締結

仮協定には、指定管理者の指定の議案が令和8年12月の議会において可決されたときに有効になる旨を明記することとし、議会の議決により基本協定が有効になることとする。

議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、市は管理運営の準備のために支出した費用について、一切補償しないものとする。

(3) 年度協定の締結

年度実施事業等について市と指定管理者が協議し、指定管理者より提出された収支予算額を踏まえ、令和9年4月1日付で年度協定書を締結する。この協定の管理業務にかかる委託料は各年度の予算額以内となるため、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合がある。

＜協定書の主な内容＞

(基本協定)

指定管理期間全体に渡る基本的な協定

- ・引継ぎに関すること
- ・指定期間、毎年度共通の事業計画に関すること
- ・管理の基準
- ・業務の範囲に関すること
- ・事業報告に関すること
- ・リスク管理や責任分担に関すること
- ・情報公開、個人情報保護に関すること

(年度協定)

毎年度の事業内容や管理経費などを定めるもの

- ・当該年度の事業内容に関すること
- ・当該年度の管理経費と支払い方法に関すること

1 7 企画提案書等の著作権の取扱

事業計画書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事業計画書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した事業計画書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (2) 市は提出された事業計画書等について、神栖市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの指定管理者特定前において、決定に影響するおそれがある情報については決定後の公開とする。

- (3) 提案内容の記載が特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任については、申請者が負うものとする。

1 8 添付資料及び様式

(別表1) 施設の概要

(別表2) 指定管理者選定委員会評価基準

(様式第1号) 指定管理者指定申請書

(様式第2号) 申請団体の概要

(様式第3号) 事業計画書

(様式第4号) 収支予算書

(様式第5号) 神栖市児童館指定管理者指定申請に係る質問票

問い合わせ先

〒314-0192 茨城県神栖市溝口1746番地1

神栖市 福祉部 こども家庭課

電 話 0299-90-1205 (直通)

FAX 0299-95-6280

E メールアドレス kids@city.kamisui.ibaraki.jp

別表1 施設の概要

(1) 神栖市立平泉児童センター

施設の概要	①所在地	平泉2783番地3
	②設置年度	平成9年
	③敷地面積	6, 132㎡
	④延床面積	574.09㎡
	⑤構造	鉄骨、平屋建て
	⑥施設内容	多目的プレイルーム、遊戯室、図書室、クラブ室
その他	子育て広場事業を実施している。	

(2) 神栖市立大野原児童館

施設の概要	①所在地	大野原中央三丁目4番21号
	②設置年度	平成29年
	③敷地面積	2, 769㎡
	④延床面積	498.37㎡
	⑤構造	鉄骨、平屋建て
	⑥施設内容	遊戯室、図書室、児童クラブ室、多目的室、図書室、相談室、 救護室、障がい児遊戯室
併設施設	大野原西小放課後児童クラブ、児童発達支援事業所	
その他	子育て広場事業を実施している。	

(3) 神栖市立軽野児童館

施設の概要	①所在地	溝口5821番地
	②設置年度	平成4年
	③敷地面積	3, 013㎡
	④延床面積	389.5㎡
	⑤構造	鉄骨、平屋建て
	⑥施設内容	多目的室、遊戯室、図書室、放課後児童クラブ室、調理室、 医務室
併設施設	軽野小放課後児童クラブ	
その他	特になし	

(4) 神栖市立うずも児童館

施設の概要	①所在地	知手中央三丁目5番16号
	②設置年度	令和4年
	③敷地面積	3, 632.86㎡
	④延床面積	429.66㎡
	⑤構造	鉄骨、平屋建て
	⑥施設内容	集会室、遊戯室、図書室、子育て広場室、活動室
その他	子育て広場事業を実施している。	

(5) 神栖市立若松児童館

施設の概要	①所在地	太田新町一丁目1番地3
	②設置年度	平成22年
	③敷地面積	3,885.39㎡
	④建設面積	375.8㎡
	⑤構造	鉄骨、平屋建て
	⑥施設内容	幼児・集会室、遊戯・創作活動室、図書室、静養・相談室
その他	子育て広場事業を実施している。	

(6) 神栖市女性・子どもセンター

施設の概要	①所在地	土合本町三丁目9809番地14
	②設置年度	平成14年
	③敷地面積	4,026㎡
	④建設面積	1,613.38㎡ (女性センター791.13㎡、子どもセンター822.25㎡)
	⑤構造	鉄骨、2階建て
	⑥施設内容	プレイルーム、卓球室、ふれあい広場、ふれあいサロン、相談室、ロッカー室、集合室、和室、児童クラブ室
併設施設	植松小放課後児童クラブ	
その他	子育て広場事業を実施している。	

(7) 神栖市立波崎西児童館

施設の概要	①所在地	波崎5105番地1
	②設置年度	平成17年(昭和62年3月建築)
	③敷地面積	1,080㎡
	④建設面積	257.65㎡
	⑤構造	鉄筋コンクリート、平屋建て
	⑥施設内容	遊戯室、児童クラブ室
その他	特になし	

別表2 指定管理者選定委員会評価基準

- ・評価項目ごとに、下記の評価判定を行い、配点に係数を乗じて採点とする。

5段階評価

評価判定		採点基準
A	優れている	配点×係数1.0
B	やや優れている	配点×係数0.8
C	普通	配点×係数0.6
D	やや劣っている	配点×係数0.4
E	劣っている	配点×係数0.2

選定基準	評価項目	配点	評価方法
1. 志望理由及び運営実績等	ア 志望理由及び運営方針	5点	・施設の設置目的と申請者の運営を希望する理由や運営方針が合致するか
	イ 類似施設等の運営実績	5点	・同種（類似）施設の管理運営実績はあるか
	ウ 安定経営の経理的基礎	5点	・団体等の財務状況は健全かつ安定しているか
2. 施設利用の最大限の発揮	ア 平等な利用の具体的手法と効果	5点	・施設運営における利用者の平等な利用等が考慮されているか ・事業等の内容に偏りはないか
	イ 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業提案	10点	・施設の設置目的を最大限発揮するための効果的な事業や子育て支援の拠点施設としての責任と取り組みが提案されているか
	ウ 自主事業の提案、事業の独自性への具体的な取り組み、方法等	5点	・必要な事業を継続的に実施しつつ、新規の魅力的な事業提案の有無、内容
	エ サービス向上の具体的な手法と効果	5点	・利用者の要望や苦情を把握し、サービス向上のための適切な方策、利用促進、利用者増の取り組み等を講じているか
	オ 維持管理の内容	5点	・施設管理を適切に行い、施設利用者の安全が確保された効果的な維持管理が行われているか
	カ ファミリーサポートセンター事業	5点	・ファミリーサポートセンター事業の実施について効果的な事業の取り組み、内容等が提案されているか
3. 経費の削減	ア 運営管理の経費の内容	10点	・サービス低下を招くことなく、経費削減の取り組みが図られているか
4. 事業計画	ア 事業計画書（収支計画）の内容、適確性	5点	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか

5. 管理を安定して 行う人的能力	ア 安定運営の人的能力（職員の 配置、人材確保のための計画）	5 点	・ 配置基準を満たした上で、 十分な知識・経験を有する人 材を必要数配置しているか、 安定的な人材確保の具体的な 見通しがあるか
	イ 安定運営の人的能力（研修計 画）	5 点	・ 職員の研修体制は十分か
	ウ 安定運営の人的能力（指導育 成、管理体制）	5 点	・ 職員の指導育成体制は十分 か ・ 指揮監督及び管理体制は明 確に示されているか
6. 安全管理	ア 安全管理の体制（個人情報）	5 点	・ 個人情報の保護体制が整え られているか
	イ 安全管理の体制（衛生、危機 管理等）	5 点	・ 子どもの健康・衛生管理及 び危機管理、災害等の安全 確保が図られているか
7. 事業への意欲・ 熱意等	ア 事業への意欲・熱意等	10 点	・ 提出書類やプレゼンテーシ ョンの内容・姿勢に意欲や 熱意、説得力があるか ・ 質問に対する回答が的確か

様式第1号

年 月 日

神栖市長 様

所在地
名称(団体名)
代表者の職氏名
連絡先

印

指定管理者指定申請書

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、神栖市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例（平成9年神栖町条例第5号）及び神栖市女性・子どもセンターの設置及び管理に関する条例（平成24年神栖市条例第18号）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 指定管理者の指定を希望する公の施設の名称

神栖市立平泉児童センター、神栖市立大野原児童館、神栖市立軽野児童館、神栖市立うずも児童館、神栖市立若松児童館、神栖市女性・子どもセンター、神栖市立波崎西児童館

2 添付書類

- (1) (様式第2号)申請団体の概要、(様式第3号)事業計画書及び(様式第4号)収支予算書
- (2) 申請団体の定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては会則等)
- (3) 申請団体の経営状況等財務の状況を明らかにする書類(前事業年度における貸借対照表等)
- (4) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない場合は除く。)
- (5) 国税、県税及び市税等の納税証明書、又は納税義務がない旨の理由を記した申立書
- (6) 印鑑証明書(法人にあつてはその印鑑登録印を、その他の団体にあつては代表者個人の印鑑登録印を押印し、その証明書を添付)
- (7) 現在運営している事業に関する資料(様式自由)※パンフレット等があれば添付すること
- (8) その他特に指定された書類

注1： (様式第4号)収支予算書は、総合計及び7児童館ごとにそれぞれの収支予算書を作成。

注2： 証明書類は、証明年月日が申請時の3カ月以内のもの。

様式第2号

申請団体の概要

フリガナ 団体の名称				
代表者職氏名				
団体の所在地	〒			
	電話番号		FAX	
申請団体の名称 (ｸﾞﾙｰﾌﾟ 応募の場合)				☐ 代表団体 ☐ 構成団体 (いずれかにチェック)
申請団体の理念等				
申請団体の経営方針				
設立年月日				
沿革				
資本金等				
従業員数				
類似施設(業務) の管理運営実績				
免許・登録				
応募に関する 担当者等	役職、氏名		所属	
	電話番号		FAX	

※ 会社概要等がある場合は、添付してください。

※ 欄が不足する場合は、別紙又は追加してください。

事業計画書

1. 志望理由及び運営方針

ア 志望理由

イ 運営方針

2. 施設利用の最大限の発揮

ア 平等な利用の具体的手法と効果

イ 施設の設置目的を最も効果的に達成する事業提案

ウ 自主事業への具体的な取り組み方法

エ サービス向上の具体的な手法と効果

オ 維持管理の内容

カ ファミリーサポートセンター事業の具体的な取り組み方法

3. 経費の削減

ア 運営管理の経費の内容

4. 事業計画

ア 事業計画書（収支計画）

5. 管理を安定して行う人的能力

ア 職員の配置、人材確保のための計画

イ 職員の研修計画等

ウ 指導育成、危機管理体制

6. 安全管理

ア 安全管理の体制（個人情報）

イ 安全管理の体制（衛生、危機管理等）

※ 用紙サイズは日本産業規格A4版とし、ページ数の制限はありません。

※ 必要に応じ、参考となる資料を添付してください。

収支予算書

施設名（または総合計）：_____

（1）収入

（単位：千円）

年度 項 目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
指定管理料					
その他の収入					
収入合計					

（2）支出

（単位：千円）

年度 項 目	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
人件費					
報償費					
需用費					
役務費					
委託料					
使用料賃借料					
備品購入費					
その他の経費					
支出合計					

※1 申請団体の独自の収支予算書で内容を充足できる場合は、固有の様式でも可能とします。

2 項目の変更や不足の場合は、追加してください。

3 7児童館合計額と児童館ごとにそれぞれ作成してください。

様式第5号

神栖市児童館指定管理者指定申請に係る質問票

神栖市
こども家庭課 様

年 月 日

団体の名称			
質 問 者	役職・氏名		所属
	連 絡 先	※電話、FAX、Eメールアドレス等を記載	
質 問 内 容			